

ベンチャーデット提供者の資金調達力向上の 意義とノンバンク社債法について

Fintech Association of Japan

2026年10月9日

日本を起点にしたFintechエコシステムの拡大を支援するため
Meetupから発足し、法人化以降すでに10年以上の活動実績

2014年

FINTECH MEETUP



カジュアルなMeetupが
協会の前身

2015年

**FINTECH
ASSOCIATION**



ベンチャー、大手企業の
賛同を得て法人化

Mission

イノベーションが生まれ続ける
豊かな社会を実現するべく、
新しい金融サービスが生まれ育つ
エコシステムを創ること

活動指針

スタートアップが中心となり、
マルチステークホルダーとの
オープンイノベーションや
法制度も含めた金融取引環境の
整備を通じ、国内外の金融業界の
持続的かつ健全な発展を推進

9つの分科会を運営、会員相互間や関係当局等の各ステークホルダーとの間で勉強会や政策提言活動を展開

No	分科会名	概要
1	オルタナティブファイナンス分科会	中小企業やスタートアップ企業向けの新たな資金調達サービスの将来について議論
2	ベンチャーデット分科会	スタートアップ育成に対するデットファイナンスの役割や関連規制の在り方について議論
3	保険分科会	インシュアテックや組み込み保険の最新動向、および保険業界の規制枠組みについて検討
4	送金・決済分科会	送金・決済ビジネスの動向、および規制当局を含む幅広いステークホルダーが関与する政策や法律について議論
5	証券・資産運用分科会	テクノロジー主導の証券および資産運用サービスの実際の導入と規制枠組みを探索
6	サステナビリティ・ダイバーシティ分科会	ESG投資、グリーン・サステナブルファイナンス、インパクト投資の普及を促進し、議論する。また、ダイバーシティの重要性も強調
7	セキュリティ分科会	他の組織との連携を強化し、会員にセキュリティ関連情報を提供し、データとテクノロジーを活用した新たなガバナンス、監督、規制アプローチについて議論
8	オープンイノベーション分科会	スタートアップと企業間で新たなビジネスモデルとテクノロジーの手法を共有し、新たなビジネスを創出
9	データ・AI分科会	APIなどを通じて交換されるデータの流通・活用を促進するためのルールやスキームの検討



高尾 知達 (Tomomichi Takao)

- 一般社団法人Fintech協会 常務理事
- ファンズ株式会社 取締役 海外事業管掌COO兼CLO
- Funds Venture Debt Fund - I パートナー

- ・ 第二種金融商品取引業協会「第二種金融商品取引業者の機能の向上・信頼性の確保に関する検討部会」委員
- ・ 第二種金融商品取引業協会「SPVスキーム持分に係るモデル契約有識者検討会」委員
- ・ 国際金融都市OSAKA推進委員会委員
- ・ 弁護士（第一東京弁護士会）

1. ベンチャーデットの現状（2025年の市場概観）

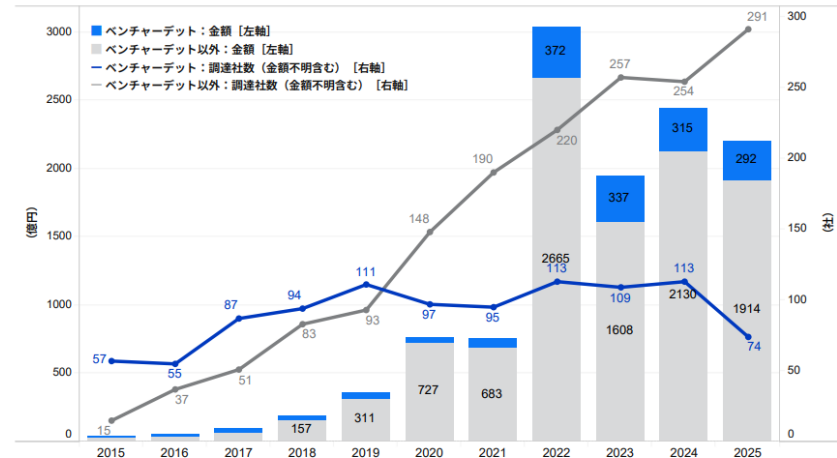
スタートアップ調達額（デット除く）は前年比でマイナス。特に調達社数の下落トレンドが強く選別的な傾向が顕在化。デットファイナンスの額も前年比で微減であるも、エクイティ調達に対する比率は28.9%に増加。新株予約権付融資/社債等のベンチャーデットは、292億円とデット全体に占める割合は13.2%とほぼ前年並の割合で推移する一方、一社あたりの平均調達額は約2.8億円から約3.9億円に

国内スタートアップ資金調達額・調達社数



注1) 各年の値は集計時点までに観測されたものが対象
注2) 今後の調査進行により過去含めて数値が変動し、その影響は直近年や金額が小さい案件ほど受けやすい
出所) スピーダスタートアップ情報リサーチ (2026年1月18日時点)

（ご参考）スタートアップのデットファイナンス



注1) 各年の値は集計時点までにプレスリリース等でデットファイナンスが観測できたものが対象。実行は確認されない参考値
注2) 融資枠は公表数値を計上
注3) ベンチャーデットは新株予約権付融資や転換社債などのエクイティとデットの双方の性質を持つと確認できるものを分類
注4) 今後の調査進行により過去含めて数値が変動する
出所) スピーダスタートアップ情報リサーチ (2026年1月18日時点)

1. ベンチャーデットの現状（環境整備の状況）

全国銀行協会が事務局を務める「新株予約権付融資に関する検討会」において、貸付人に割り当てられる新株予約権の利息制限法・出資法上の「利息」該当性、期限前弁済時の取り扱いといった重要論点に関し一定の考え方が示され、2026年5月に企業価値担保権が施行される等、VD市場の環境整備は着実に進行

2026年2月19日

各位

新株予約権付融資に関する検討会
(事務局：一般社団法人全国銀行協会)

「新株予約権付融資に関する検討会報告書」について（新株予約権付融資に関する検討会）

当協会が事務局を務める「新株予約権付融資に関する検討会」において、別添②のとおり、報告書を取りまとめた。本報告書はスタートアップへの融資形態の一つである新株予約権付融資の普及に向けて課題として指摘されている出資法上の法務上の課題を中心に、貸手となる金融機関や事業者、借手となるスタートアップおよび法務・会計の幅広い分野と、金融庁および法務省のオブザーバー参加のもとで行った議論・整理の内容を取りまとめたものである。本報告書が、今後、新株予約権付融資を新たに取り組み始める金融機関等の事業者の一助となり、スタートアップ大に繋がることを期待しております。

別添資料：「新株予約権付融資に関する検討会報告書」について（新株予約権付融資に関する検討会）

新株予約権付融資に関する検討会報告書 [1 MB]

出典：全国銀行協会ホームページ

資金調達のあたらしい選択肢
2026年5月25日
スタート【企業価値担保権】

- ✓ 不動産担保・経営者保証等に過度に依存しない、事業の将来性に着目した融資を受けやすくなる制度です
- ✓ 金融機関による、タイムリーな融資支援の促進が期待されます

スタートアップ・事業承継・事業再生など
成長を目指す局面でご検討ください

想定される主な活用例

有形資産を有しない業種、スタートアップ企業
ノウハウ等の強みを含む将来・業績情報（事業計画等）が重要な評価対象に

事業承継を求めている企業
事業承継後の将来性の評価に基づき資金を調達し、経営者保証も負担減

事業拡大・再生のためにリスクをとろうとする企業
将来性を評価し、企業価値担保権に基づく融資をより容易に取得（以下「金融機関」が、融資後も成長を支援

M&A、プロジェクファイナンス
類似した性質の全資産担保に比べ、融資手続が簡便・実態に

出典：金融庁ホームページ

(c) 2026 Fintech Association of Japan

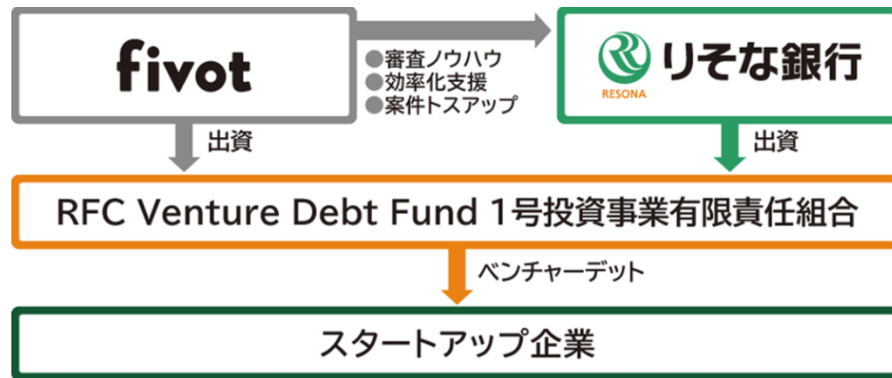
■ 弊協会編『ベンチャーデットの教科書』発刊



1. ベンチャーデットの現状（新興プレイヤーの市場牽引）

大手金融機関が新興ベンチャーデット供給者と提携し、数十億円～百億円規模のベンチャーデットファンドを組成。スタートアップへの事業性評価、AIを活用した審査モデル（フィンテックを活用した会計データ・入出金データ等の大量情報の分析等）のノウハウを新興プレイヤーが金融機関に提供しVD市場を牽引

りそな銀行×Fivot「RFC Venture Debt Fund 1号投資事業有限責任組合」設立（2025年11月）



出典：株式会社Fivotホームページ

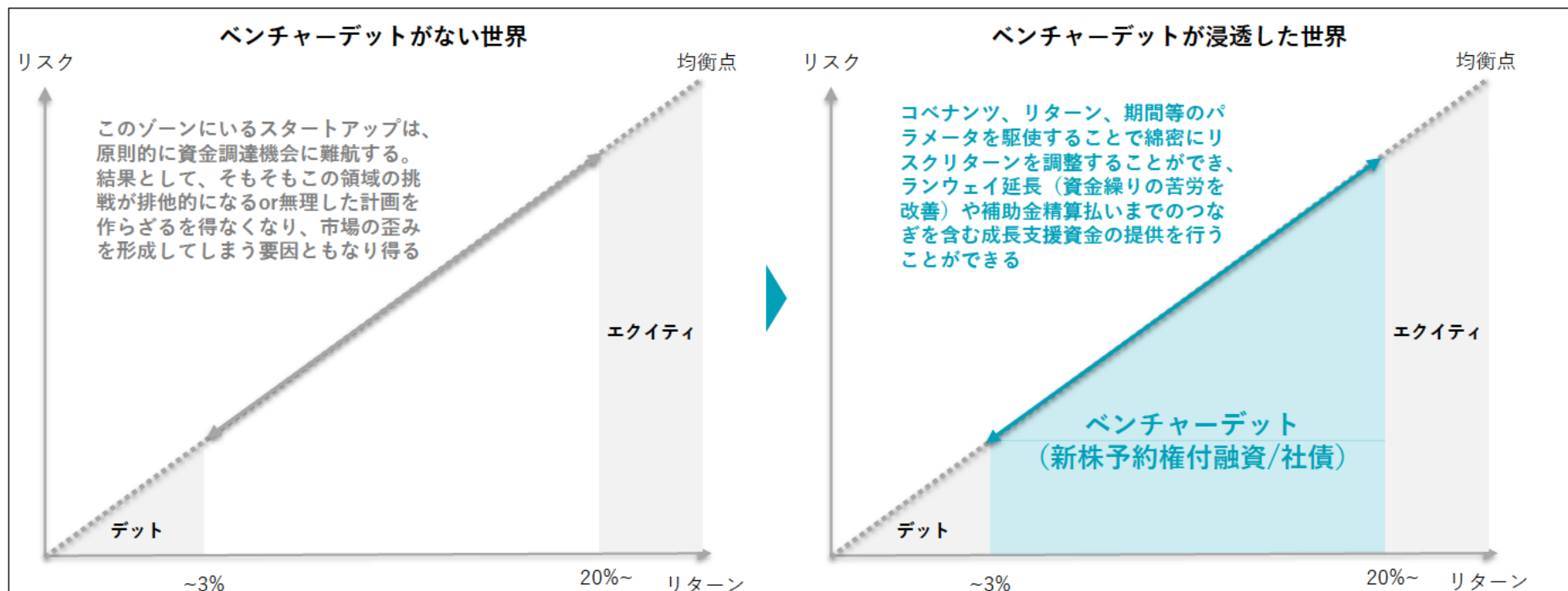
三菱UFJ銀行ほか4行× Funds Startups「Funds Venture Debt Fund 2号投資事業有限責任組合」設立（2026年6月）



出典：Funds Startups株式会社ホームページ

2. ベンチャーデットの意義

ベンチャーデットの本質は、リスクリターンを調整できること。スタートアップファイナンスの二極化（画一性）を脱し、従来では淘汰された新規産業の創出を促進する。大学発技術を活かしたディープテック等地域スタートアップの育成に寄与。経済中枢の多極化に向けた一手としても有効なファイナンス手法



2. ベンチャーデットの意義

日本全国に所在する大学（研究機関）発の有望なディープテックについて、研究・開発フェーズから事業開発、量産化フェーズに移行する際の必要資金を株式の希薄化を防ぎつつ調達できることで、日本経済の将来を担う産業基盤の底上げを実現し、各地域における産業クラスター形成、経済中枢の多極化に貢献

※ アウトカムイメージ



3. ノンバンク社債法の概要

金融仲介チャンネルの多様化による経済全体の資金配分の効率化等を目的として、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（出資法）2条3項を削除・廃止、これに伴い貸金業者をはじめとするノンバンク（金融会社等）が社債発行によって貸付資金を調達する際の規制として導入

ノンバンク社債法（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律）の概要

- ・貸金業者等のノンバンクが「社債の発行」によって「不特定かつ多数の者から貸付資金を受け入れる」ことを禁止していた出資法2条3項が削除されたことに伴い導入された規制（平成11年（1999年）5月20日施行）
- ・ノンバンクの社債発行による貸付資金の受入れを原則として禁止する一方、一定の要件（詳細右参照）を満たし、「特定金融会社等」として登録を受けた場合にこれを許容し、同時に独自のディスクロージャー義務を課すもの
- ・規制趣旨は（社債投資を行う）一般大衆の保護の必要性にあるとされている

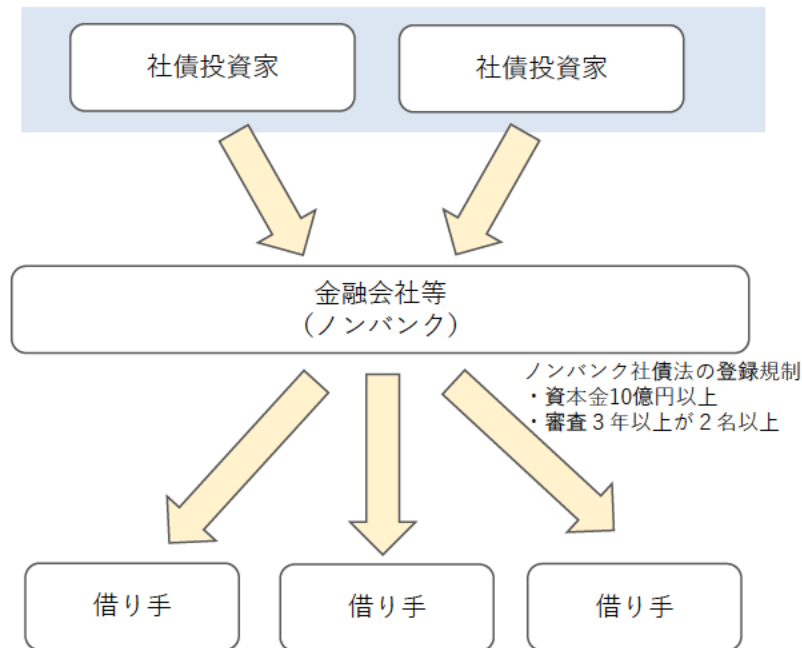
「登録金融会社等」に登録されるための主な要件

- 資本金/出資の額に関する基準
 - 登録を行おうとする金融会社等において、資本金又は出資の額が10億円以上であること
- 人的構成に関する基準
 - 登録を行おうとする金融会社等において、金銭の貸付けに係る審査の業務に3年以上従事した者が2名以上金銭の貸付けに係る審査の業務に従事していること

4. 社債募集をめぐる規制枠組みの進展

1999年の施行から四半世紀が経ち、特定投資家私募制度や社債管理補助者の導入、日本証券取引業協会における低格付け社債公募のコベナント議論など、社債募集をめぐる全般的な制度枠組みの洗練化が進展

- 社債募集をめぐる制度整備の状況（一部）
 - 証券取引法 => 金融商品取引法の移行（2007年施行）
 - 特定投資家私募の導入（2008年改正）
 - 社債管理補助者制度の創設（2019年会社法改正）
 - （特定投資家を対象とする）「非上場有価証券特例仲介等業務」の創設（2025年施行）
 - 日証協・低格付け社債の公募時のコベナント設計
 - 「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」報告書（2024年7月）
 - 有価証券の引受け等に関する規則第3条の考え方（社債券の適切な引受判断に係るガイドライン）（2025年6月）



5. ノンバンク社債法の規制合理化について

- 前述のとおり、ベンチャーデットは資金供給者側のリスクリターンを柔軟に設計・調整でき、従来では淘汰された成長事業の育成、ディープテックにおける事業開発、量産化フェーズへの円滑な移行に寄与し得るファイナンス手法。新たな産業クラスターを形成し、経済中枢の多極化を実現する鍵を握る
- 一方、ベンチャーデットの供給は新興プレイヤーが牽引役を担っている。大手金融機関との提携によるファンド組成が供給力向上の主なソリューションとなっているのが現状であるが、ノンバンク社債法の規制の合理化（特に登録制度について）により、社債発行を通じたベンチャーデット供給者の資金調達力を高めることが産業政策として重要
- 1999年のノンバンク社債法施行から四半世紀が経過し、社債募集をめぐる制度整備が進展。社債全般における規制の洗練化により、ノンバンクのみに起債に際して資本金10億円以上という要件を課し、登録制度を設けておく必要性・合理性は失われつつある

ベンチャーデット供給者の資金調達力の向上による産業クラスター形成・経済中枢の多極化という意義（必要性）と社債全般の制度整備（許容性）に鑑み、独自のディスクロージャー（貸付状況等）は維持した上で、たとえば資本金要件1億円に引き下げ及び登録制度の廃止といった規制合理化を検討すべき